

## 入札書の郵送方法について

事後審査型条件付き一般競争入札（郵便方式）で入札書を郵送する場合、入札案件ごとに**郵送用封筒（外封筒）・入札用封筒（内封筒）の二重封筒**とし、郵送方法は次のとおりとします。

### （1）入札書

1通の郵送用封筒（外封筒）及び2通の入札用封筒（内封筒）を用意してください。2通（入札回数が第1回又は第2回）の入札書を、2通の入札用封筒（内封筒）に分けて入れてください。

※ 予定価格を事前公表して行う入札においては、入札回数を1回とすることから、提出する入札書は1通とします。

※ 予定価格を事前公表しない入札において、1通（第1回）の入札書しか提出しないことも可とします。ただし、当該入札が再度の入札を行うこととなった場合、その者は再度の入札に参加することができません。

※ 内訳書を必要とする入札においては、「入札書」を「入札書及び内訳書」と読み替えるものとします。

### （2）入札参加申出書

※業務の提携をしている二つの企業等で参加する者（以下「業務提携者」という。）は、入札参加申出書（業務提携用）及び業務提携書兼委任状郵送用封筒（外封筒）又は第1回の入札書を入れた入札用封筒（内封筒）に入れて提出してください。

### （3）郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）

いずれも**当該案件名称及び郵便入札参加者名（商号名又は名称）を必ず記載**してください。また、入札用封筒（内封筒）を2通提出する場合、入札用封筒（内封筒）に**入札回数（第1回又は第2回）が分かるように記載**してください。また、いずれも最後に**必ず封かん**してください。

※ **当該入札と異なる案件の入札書又は入札参加申出書を同封しないでください。**

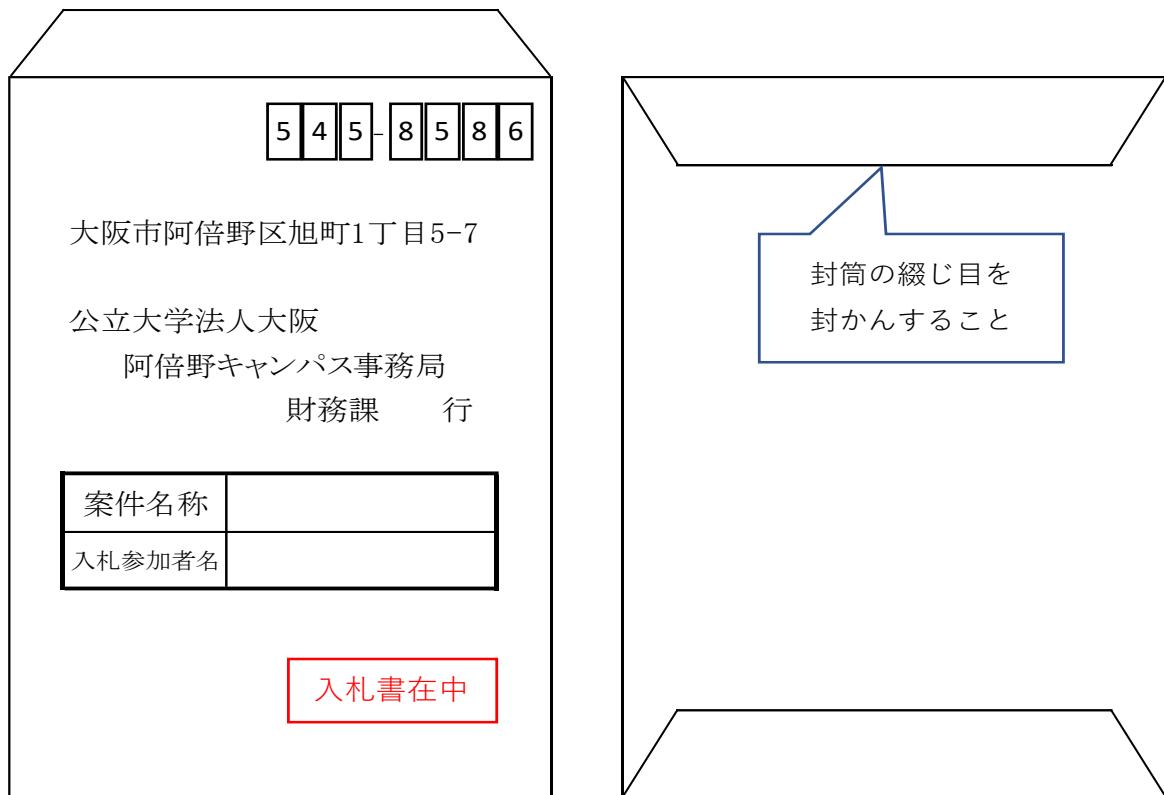
注 以下のとおり送付されない入札書は無効となるので、送付前に必ず確認ください。

<input type="checkbox"/>	必ず「一般書留」又は「簡易書留」のどちらかによる方法で、入札書提出期限までに指定された提出先へ提出すること
<input type="checkbox"/>	郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）に、 ① 当該案件名称 ② 入札参加者名（商号名又は名称） の2点を必ず記入すること
<input type="checkbox"/>	入札用封筒（内封筒）を2通提出する場合、それぞれの入札用封筒（内封筒）に <b>入札回数（第1回又は第2回）が分かるように記載</b> すること
<input type="checkbox"/>	郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）は、 <b>必ず封かん</b> すること

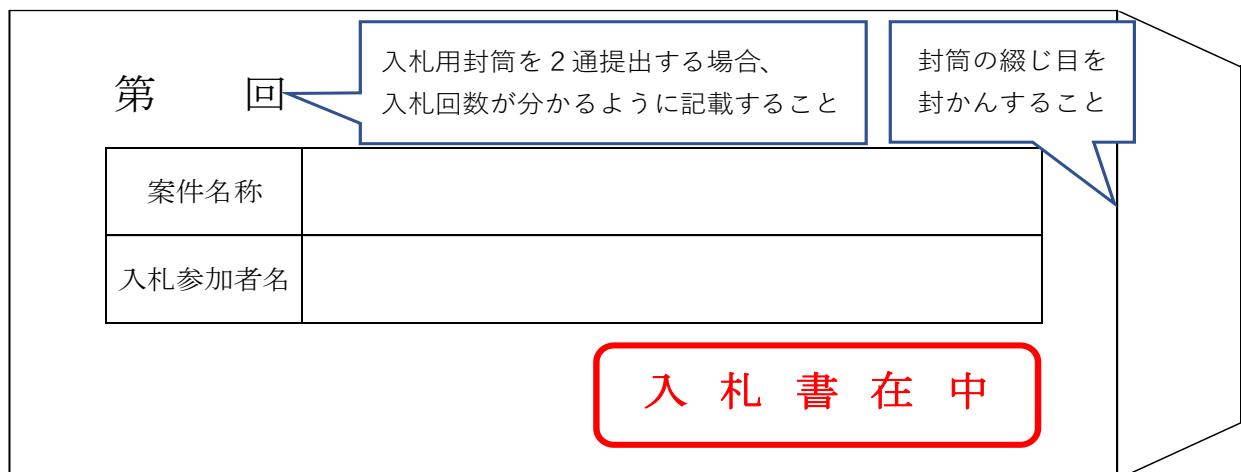
## 郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）の記入例

※封筒サイズ等の指定はございません。

- ・郵送用封筒（外封筒） ※縦書き・横書きいずれも可

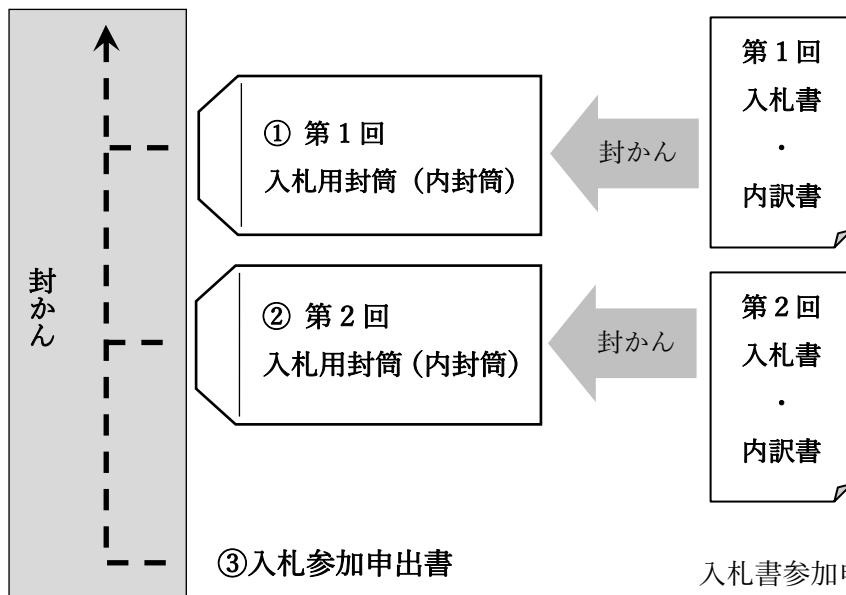
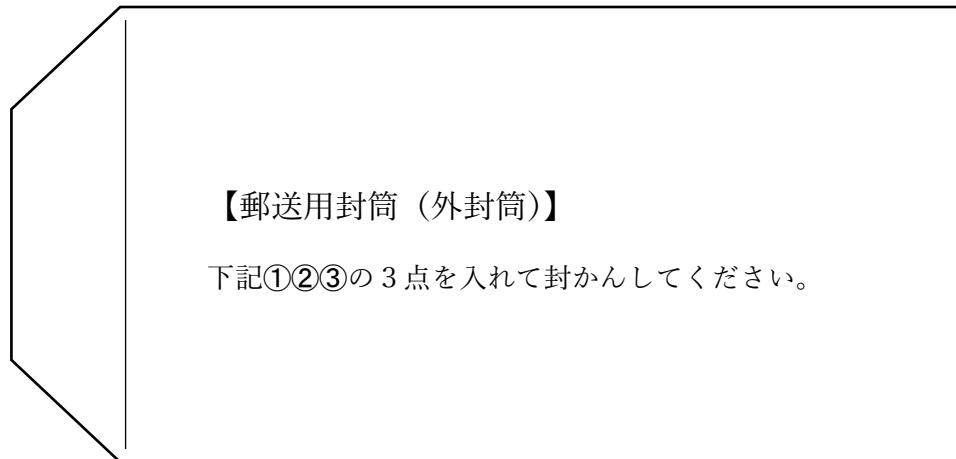


- ・入札用封筒（内封筒） ※縦書き・横書きいずれも可



## 郵送用封筒（外封筒）及び入札用封筒（内封筒）の提出イメージ

※2通の入札書を提出する場合



【入札用封筒（内封筒）】  
第1回と第2回の入札書は  
別々の内封筒に入れて封かんしてください。

入札書参加申出書（又は入札参加申出書（業務提携用）及び業務提携書兼委任状）は、郵送用封筒（外封筒）又は第1回の入札書を入れた入札用封筒（内封筒）に入れてください。